

報告第2号

人身事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 305,100円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として305,100円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町
個人

4 事故の概要

令和7年6月21日午後0時15分頃、川崎町薄衣字如来地地内において、農林部林政推進課の職員が市の主催する自伐型林業体験研修で使用した丸太を軽トラックに載せる作業中、丸太が相手方の右手に当たり、小指骨折のけがを負わせた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第3号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月17日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月16日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 97,815円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として97,815円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市赤荻字桜町139番地1
ヤマト運輸株式会社一関営業所
所長 菊池 正明

4 事故の概要

令和7年9月30日午前10時10分頃、藤沢町黄海字天堤地内において、相手方車両が市道白石天堤線を走行中、横断側溝部分を通過した際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 70パーセント